

## 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」の改定案に対する意見公募要領

### 1 意見公募対象

電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)(案)  
(別紙 1)

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

デジタル庁、総務省及び経済産業省では、CRYPTREC<sup>※</sup>の活動を通して暗号技術の安全性、実装性及び利用実績の評価・検討等を行っており、2013年3月に、「電子政府推奨暗号リスト」(2003年2月策定)を改定し、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」を策定しました。

CRYPTREC 暗号リスト(2013 年 3 月策定)は、小改定等を除き 10 年程度の運用を想定して策定したものであり、今般、産業構造や社会の変化に伴い暗号技術の重要性が一層増している中、今年度実施した暗号アルゴリズム利用実績調査等の結果を踏まえ、CRYPTREC 暗号リスト(2013 年 3 月策定)の改定案を作成しましたので、以下のとおり意見を募集します。

(※)CRYPTREC(クリプトレック)とは Cryptography Research and Evaluation Committees の略であり、電子政府推奨暗号の安全性を評価・監視し、暗号技術の適切な実装法・運用法を調査・検討するプロジェクトです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄、デジタル庁ホームページ(<https://www.digital.go.jp/>)の「声を届ける」内の「ご意見募集中の政令等」欄、総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄及び経済産業省ホームページ(<https://www.meti.go.jp/>)の「ニュースリリース」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)、(3)のいずれかの場合は、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### (1)e-Gov を利用する場合

e-Gov(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

## (2)電子メールを利用する場合

電子メールアドレス:[cryptrec\\_public\\_comment\\_atmark\\_digital.go.jp](mailto:cryptrec_public_comment_atmark_digital.go.jp)

デジタル庁 CRYPTREC パブコメ担当 宛

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

## (3)郵送による場合

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ CRYPTREC パブコメ担当 宛

以下の事項をご記入ください。(様式任意)

①タイトル(「CRYPTREC 暗号リストの改定に関する意見」とご記入ください。)

②氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)

③ご意見(当該意見の対象である案の名称、そのページ等を記載してください。)

封筒又はハガキには「CRYPTREC 暗号リストの改定に関する意見」と朱書きいただきますようお願いいたします

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類:CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式:テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

## 5 意見提出期間

令和 5 年 3 月 9 日(木曜日)から令和 5 年 3 月 23 日(木曜日)まで(必着)

(郵送の場合は当日消印有効)

## 6 留意事項

- 意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意

見には、当該意見の対象である案の名称、そのページ等を記載してください。

- 提出された意見は、e-Gov、デジタル庁、総務省及び経済産業省ホームページに掲載するほか、デジタル庁デジタル社会共通機能グループ、総務省サイバーセキュリティ統括官室及び経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課にて配布又は閲覧に供します。
- 御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。